

令和 7 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第 1 期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的記述能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

各設問の採点に際して参考とした模範答案例 —— これらは（とくに設問 4 の答案例は）、あくまでも一例にすぎない —— は以下のとおりである。

〔設問 1〕 （配点 30 点）（400 字以内）

幕藩体制においては、権力の相互的抑制均衡のメカニズムが備わっており、それが明治維新後の新しい体制を準備していく重要な要因になった。

まず、政策決定のための重要な制度として合議制がとられていた。すなわち、幕府においては、老中・若年寄・大目付などの幹部の役職にそれぞれ複数の者が任ぜられて、同一の役職を担当する複数の者による合議によって政策決定がなされており、しかも月番制がとられていたため、権力が一部の者に集中することは抑制されていたのである。また、幕藩体制のもとでは、朝廷と将軍(幕府) の関係などに見られるように、名目的な権力と実質的な権力が分離されており、ここでも権力の分散が制度化されていた。

このような権力の相互的抑制均衡は、明治政府のもとでの立憲主義にとっても重要な柱となるものであり、したがって、この点で、幕藩体制から明治政府への連続性を見ることができる。

〔382 文字〕

〔設問 2〕 （配点 20 点）（250 字以内）

幕府の全国的支配の確立に伴って行政が専門化していくことに伴い、専門家が不可欠になってくる状況のもとで、合議制によれば、専門家たちを相互に競わせることを通じて専門家をコントロールすることができる。そして、それによって、特定の専門家、機関、勢力等に権力が集中して恣意的な政策決定がなされることを防ぎつつ、専門家の能力を活用することができ、専門化していく行政に対して将軍のリーダーシップを確保することが可能になる。徳川幕府の政治にとって、合議制には以上のような利点があった。

〔236 字〕

[設問3] (配点 20 点) (250 字以内)

福沢諭吉は、幕藩体制において、権力の分散が制度化されていたという点を高く評価している。すなわち、将軍と朝廷との関係、老中と大諸侯との関係などについて、力関係が一方的ではないことを指摘し、たとえば、中央の命令は非常によく行われていたが、命令の実施に当たる執政者に権力が集中して恣意的な行政が行われたということではなく、体制全体として見れば、権力の配分には絶妙のバランスが取られており、そのことが、明治国家の立憲主義・議会制につながる非常に重要な要素であったと、福沢は評価する。

[236 字]

[設問4] (配点 30 点) (400 字以内)

明治国家体制にとってのアンシャン・レジームたる幕藩体制の実際の政治・行政においては、政策決定に合議制を導入したり、名目的な権力と実質的な権力を分離したり、相互監視を強化したりするなどして、さまざまなレベルと局面において、権力をバランスよく分散して抑制均衡させるというメカニズムが働いていた。そして、そのことは、とくに幕藩体制において実際に統治に関与していた武士階級の人々にとっては、まさに一種の DNA のように身に染みついたものであった。したがって、立憲主義自体は明治維新後に日本が欧米から学んだものであったとしても、明治政府の要職を占めた武士階級出身者たちにとって、立憲主義のひとつの重要な要素である権力分立は、大きな違和感なしに受け入れられるものであったと考えられる。そして、それが、明治政府が立憲主義・議会制を比較的早期に導入することができた背景のひとつであるのではないか。

[389 字]

以上

令和 7 年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 小論文

【出題趣旨・採点基準】

設問 1（文化 250 字以内 20 点）

筆者は、「環境のうちで、後天的に人の作った部分で、ある集団の成員全体に多かれ少なかれ共通であって、しかもいろいろ変容は受けつつも一つぎつぎと新しい世代に伝達されてゆくもの」と定義するものとする。これによると(1)は、生物学的・遺伝的に規定されたものであり、後天的に取得されたものでないから、文化とは言えない。(2)は、集団の成員全体に共通するものではないから、文化とは言えない。これに対して(3)は、上記定義に当てはまり、文化と言える（約 220 字）。

設問 2（規範・社会規範の機能 200 字 15 点）。

規範とは、社会の成員に対して、一定の行動を命じもしくは禁ずるきまり、又は、一定の行動を奨励もしくは抑制するしきたりである。社会規範の機能は、成員の行動を一定の望ましい方向に規制することによって、社会の秩序を形成し、維持し、ときには、強化し、また発展させることにある（約 150 字）。

設問 3（社会化・社会統合 200 字 15 点）。

社会化とは、換言すれば社会的学習であり、成員が（主として乳児期から成年に達するまでに）望ましい社会的行動のパターンを「学習する」（すなわち、後天的に獲得する）過程である。社会統合とは、人間の社会における秩序の形成・維持・発展を言う（約 120 字）。

設問 4（社会統制・必要性 200 字 15 点）。

社会統制とは、構成員の社会化による社会統合をさらに補強するために、逸脱行動を抑制するとともに、成員に対して、何らかの力または心理的な圧力を加えることである。人間の場合には、「自由意志」の故に、反社会的な「逸脱行動」に走る危険が、正常人においてもありうるからである（約 130 字）。

設問 5（明治憲法下の民法・刑法の社会への効果・影響 600 字 35 点）

以下 参考

国語として間違いなく、ひとつの文章として成立し、言いたいことが分ければ、15 点配点し、少なくとも 3 項目について、納得できる考えが示されていれば、15 点配点する。その他 5 点の範囲内で加点する。

まず、国民に対して、ルールを明文化したことにより、社会上のルールが、より明確になった。勿論、今までの道徳・慣習による規範も意味を有するが、最低限の道徳の規範も示されたことになる。これにより、裁判の際も、明確な基準があることになり、その明文化された規範により、判決を下されることになる。規範が明文化されることで、公平な裁判を実現するために、いわゆる大岡裁きのような、規範によらない裁判がされることも不要となる。また、大岡裁き自体が、公平な裁判であったかにも、問題があったが、これも解消された。ところで、刑法で考えてみると、罪となる事実がより明確になり、かつ、刑法の範囲内で、処罰されることになる。これにより、国民からは、何が罪となるか判断でき、自由を保障することになり、他方、国家権力が、犯罪に該当したとしても、それに対する刑罰が、法定の範囲内となり、刑罰に関して、国家権力の濫用を防ぐことができる。

明文の法があることにより、その解釈について、意見が出されることになり、解釈学が学問として発展することになった（約 450 字）。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
スカラシップ入試（早期卒業）・第三期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

問題文と設問の趣旨を適切に把握して的確に表現できているかどうか、という点に着目して採点を行った。あくまで一例であるが、各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕 20点

新型コロナウイルスという例外状況が、メディア報道とは、そもそも客観報道ではなく、感情報道であったという、物事の本質を浮かび上がらせた、と指摘している。

〔設問2〕 25点

メディア報道の本質は感情報道にあるが、感情報道は否定的に捉えられるところがあるため、感情報道を客観報道にすり替える必要がある。感情がメディア報道自体からではなく、メディアの外部から生まれるものであることを演出するという目的から、感情報道をめぐる責任の外部化が求められる。具体的な手法としては、①立証不能な事実Aを報道するために情報源と事実Aをからませて「BがAと言った」という新しい事実Cを作り上げること、②対立する意見を複数引用すること、③客観性を演出するために、遠い個人的距離、近い社会的距離、遠い社会的距離を使い分けて、カメラが切り取る人物の構図を調整すること、④テレビ記者はあくまで非参加者として登場させること、などがあり、これらの手法を通じて、メディアの意見や感情を他人から表出されたものであるかのように報道する。

〔設問3〕 25点

メディア報道の大半が感情の語りであり、その本質が感情報道であって、感情報道を客観報道にすり替えているに過ぎないものであるなら、信頼できるメディアとしての期待に応えることができないという問題が生じることを筆者は指摘する。筆者は、こうした問題の具体例として「営業自粛の要請に応じない店名の公表」を挙げ、メディア報道が感情報道に終始するのならば、正確な店名を客観的に伝えて読者・視聴者の期待に応え、実名の報道によって当局発表を検証し、誤情報の拡散を防ぐ、という役割を果たせないとする。また、筆者

は、コロナ感染死亡者の年齢や性別、既往歴の有無などを正確に伝えるべきであるとする。こうした具体的なデータを伝えられない限り、国民一人一人が政府の対応の是非を判断することはできない。

〔設問4〕 30点

メディア報道の本質は客観報道ではなく感情報道である。アメリカや EU 諸国の政治を現実に駆動させているのは、客観的な情報でも合理的な論理でもなく、格差への怒り、転落への恐れ、移民への憎しみなどの感情であり、このような感情に働きかけることによって政治的な成果が生み出されてきたとみるべきであろう。もっとも、メディア報道では、理性的報道、客観的データに基づく報道が重視され、感情や情動が否定的に扱われる面があるため、感情に直接訴える報道がなされるのではなく、実際には、客観報道の体裁をとった感情報道がなされるケースが多い。実際には感情報道であるが、客観報道であるかのように演出する多様なテクニックが使用されるということである。

しかし、客観報道を装った感情報道を行うだけでは、メディアの信頼性を維持することはできない。感情報道は世論の形成につながると考えられるが、メディアに信頼を置くことができなければ、公共的理性に裏付けられた輿論にはつながらない。メディア報道が感情報道であることを正面から認めつつ、取材対象・読者・視聴者に責任を転嫁せず、たとえば、匿名化する理由、コロナ感染死亡者の年齢や性別、既往歴の有無などについては正確に報道し具体的なデータを提供すべきであり、世論から輿論を喚起し、肯定的な市民的公共性に導いていく姿勢が必要であると筆者は主張している。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第四期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、岸政彦＝梶谷懐編著『所有とは何か』（中央公論新社、2023年）「第6章 アン드로이드は水耕農場の夢を見るか？」（稲葉振一郎執筆）を題材として、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等を多面的に評価することを目的として出題した。

【採点基準】

各設問の模範答案例は、以下のとおりである。以下の模範答案例はあくまで一例であり、長文読解力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、論理の組み立て能力等の観点から採点を行った。

〔設問1〕（20点）

世界は人と物との二つのカテゴリーに大別され、人のみが権利の主体であり、物はおもっぱら権利の対象であると考えた上で、人は生きるために物にはたらきかける特殊ロック的な意味での労働を行って、典型的には、無主物（所有者のない物）を取得し、支配下に置いて維持管理し、さらにそこからの果実を取得していくのであり、このように労働を通じて所有するという枠組みを意味している。（178文字）

〔設問2〕（30点）

「物であるような人（奴隷）」もいれば「人であるような物（ある種の法人）」も存在するという雑多な現実を克服するために、世界を人と物とに峻別した上で、人と人の間の平等を実現し、ロック以降の近代的理念により統制を行おうとするのが近代という時代であった。しかし、「物」と位置づけられてきた動物の道徳的地位や、人間による制御を必要としない自律的AIの取扱いに対する道徳的な位置づけが問題とされるようになってきており、現代社会においてはロック以降の近代的理念だけでは現実を統制しきれなくなっている、という問題状況を指している。（259文字）

〔設問3〕（30点）

人が、土地を、そして農作物や家畜を所有し、それらを支配して享受するということは、その内在的メカニズムを十分に理解できないブラックボックスと関わることであり、対象に対する知識以上に、いわば信頼、信仰、経験に基づいてそれを利用するということである。ブラックボックスであるAIシステムとの関わりは、このような農業システムに類似しているため、「農場、田園とのアナロジー」を適用すべきである。また、自己完結した行動単位

としての、物理的に独立した軀体を持たず、同種の複数の機械の群体として機能するような A I システムに対しては、動物アナロジーよりも、むしろ農業の生態系——植物や菌類のアナロジーのほうが適当である。(299文字)

〔設問4〕(20点)

①解答例その1

自律的に作動する A I を実装したアンドロイドを人間が破壊することは、倫理的に許さない。このようなアンドロイドはその内在的メカニズムを十分に理解できないブラックボックスであり、人間は当該ブラックボックスに対していわば信頼、信仰、経験に基づいて、それを利用する。そのため、このような信頼性を破壊する行為については、自己の生命、身体、財産等を守る場合などの例外を除き、倫理的に許容すべきではない。(194文字)

②解答例その2

自律的に作動する A I を実装したアンドロイドを人間が破壊することは、倫理的に許さない場合がある。動物に知能や情動があることを理由に動物の権利主体性を認める立場によれば、動物と同程度の知能や情動を保有するに至ったアンドロイドが存在する場合、当該アンドロイドを破壊する行為については、権利侵害性を認めるべきである。(154文字)

③解答例その3

自律的に作動する A I を実装したアンドロイドを人間が破壊することは、倫理的に許さない場合がある。汎用人工知能を保有するアンドロイドは、ヒトと同程度の思考や人格を保有している可能性があり、人と同程度の権利主体性を認めるべきである。人の生命、身体等は法的に保護されているため、人と同程度の保護を受けるアンドロイドの破壊も倫理的に禁止される。(167文字)

以上